

高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則

平成16年7月29日

規程16第30号

改正	平成17年2月23日	規程16第51号
改正	平成17年10月28日	規程17第33号
改正	平成18年3月24日	規程17第54号
改正	平成18年8月22日	規程18第47号
改正	平成18年11月30日	規程18第67号
改正	平成19年3月9日	規程18第82号
改正	平成20年1月15日	規程19第40号
改正	平成20年2月15日	規程19第44号
改正	平成20年3月31日	規程19第63号
改正	平成20年12月24日	規程20第22号
改正	平成22年1月12日	規程21第26号
改正	平成22年5月31日	規程22第2号
改正	平成23年3月29日	規程22第53号
改正	平成23年6月28日	規程23第14号
改正	平成24年3月30日	規程23第57号
改正	平成25年3月29日	規程24第33号
改正	平成26年3月31日	規程25第48号
改正	平成26年11月26日	規程26第21号
改正	平成27年3月26日	規程26第32号
改正	平成27年11月24日	規程27第25号
改正	平成28年3月31日	規程27第53号
改正	平成28年6月30日	規程28第14号
改正	平成29年3月1日	規程28第35号
改正	平成29年3月1日	規程28第39号
改正	平成29年3月30日	規程28第45号
改正	平成29年7月27日	規程29第10号
改正	平成29年12月25日	規程29第24号
改正	平成30年3月29日	規程29第37号
改正	平成30年6月4日	規程30第6号
改正	平成30年6月29日	規程30第12号
改正	平成31年3月14日	規程30第51号
改正	平成31年3月28日	規程30第69号
改正	令和元年7月12日	規程令1第9号
改正	令和2年3月30日	規程令1第50号
改正	令和2年9月23日	規程令2第32号
改正	令和3年2月15日	規程令2第54号

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「法」という。）第15条第1項第3号ロ及びハに掲げる事業並びに同項第25号に規定する業務のうち同項第3号ハ、第8号、第11号及び第13号に掲げる事業に附帯する業務として実施する事業（以下「高度化事業」という。旧中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）第20条第1項第2号イ、旧中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）第21条第1項第2号イ及びハ並びに旧中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）第21条第1項第2号イ及びハに掲げる事業を含む。）に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則を次のように定める。

第1章 総則

（貸付けの対象となる事業）

第1条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、都道府県が行う貸付事業のうち、次の各号に掲げる事業に該当するものについて、都道府県に対して貸付けを行うことができる。

（1）経営革新計画承認グループ事業

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号イに掲げる事業であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第1項の基準及び高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則（平成16年7月29日要領16第12号。以下「細則」という。）で別に定める基準に適合するもの

（2）下請振興事業計画承認グループ事業

政令第3条第1項第1号ロに基づく、省令第27条の基準に適合する事業であって、細則で別に定める基準に適合するもの

（2）の2 総合効率化計画認定グループ事業

政令第3条第1項第1号ハに基づく、省令第27条の2の基準に適合する事業であって、細則で別に定める基準に適合するもの

（3）施設集約化事業

政令第3条第1項第2号イからニまでに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号イ、第29条第1項第1号イ、第30条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項の要件に該当するもの又は第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号イの要件に該当するもの又は同条第1項第2号の基準に適合し、かつ、同条第4項の要件に該当するものであって、細則で別に定める基準に適合するもの

（4） 削除

（5）共同施設事業

政令第3条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハ又は第29条第1項第1号ロの要件に該当するものであって、細則で別に定める基準に適合するもの

（6） 削除

(7) 設備リース事業

政令第3条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当するものであって、組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等を買取予約付で賃貸するものであって、細則で別に定める基準に適合するもの

(8) 企業合同事業

政令第3条第1項第2号ハからホまでに掲げる事業のうち、省令第30条第1項第2号から第6号まで、第31条第1項第4号から第8号まで、第32条及び第33条の要件に該当するものであって、細則で別に定める基準に適合するもの

(9) 集団化事業

政令第3条第1項第3号に基づく省令第34条第1項の基準に適合する事業であって、細則で別に定める基準に適合するもの

(10) 集積区域整備事業

政令第3条第1項第4号に基づく省令第35条第1項の基準に適合する事業であって、細則で別に定める基準に適合するもの

(11) 地域産業創造基盤整備事業

政令第3条第2項第1号に基づく省令第36条第1号イに掲げる地域産業の創造に関する計画、同号ロに掲げる地場産業の振興に関する計画又は同号ハに掲げる認定支援計画に基づいて実施する事業であって、細則で別に定める基準に適合するもの

(12) 商店街整備等支援事業

政令第3条第2項第2号に基づく省令第37条第1号イに掲げる商店街整備等支援計画、同号ロに掲げる認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ハに掲げる商店街活性化支援事業計画に基づいて実施する事業であって、細則で別に定める基準に適合するもの

(13) 地域産業創造基盤整備活性化事業

法第15条第1項第25号に掲げる業務のうち、同項第3号ハ、第11号及び第14号に掲げる業務に係るものとして、過去に地域産業創造基盤整備事業を行った特定会社（政令第3条第2項第1号に規定する特定会社をいう。以下同じ。）、一般社団法人等（政令第3条第2項第1号に規定する一般社団法人等をいう。以下同じ。）、商工会等（政令第3条第2項第1号に規定する商工会等をいう。以下同じ。）又は市町村（特別区を含む。）が、中小企業者（法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であって、細則で別に定める基準に適合するもの

(14) 商店街整備等活性化支援事業

法第15条第1項第25号に掲げる業務のうち、同項第3号ハ、第8号、第11号、第12号及び第14号に掲げる業務に係るものとして、過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、中小企業

者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であって、細則で別に定める基準に適合するもの

(貸付金の種類)

第2条 都道府県に対する貸付金の種類は、次の各号に定めるところによる。

(1) 有利子貸付

貸付けの対象となるものは、次に掲げる貸付けのいずれかであること。

① 小規模事業者貸付

前条第9号又は第10号に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、5人）以下の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。）が占有する施設に係る貸付け

② 広域貸付

前条第5号又は第7号から第9号までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるもの

③ 施設再整備貸付

次のいずれかの要件に該当するもの

イ 過去に、前条第1号から第10号までに掲げる事業のうちのいずれかの事業を行った中小企業者が、当該事業に係るものとして新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に係る貸付け

ロ 前条第9号に掲げる事業を実施した事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）が同号の事業として実施する空き区画等の再整備に係る貸付け

④ 普通貸付

前条第1号から第10号までに掲げる事業のうち前記①から③までに掲げる貸付け以外のもの又は第13号若しくは第14号に係る貸付け

(2) 無利子貸付

貸付けの対象となるものは、次に掲げる要件に該当するもの

① 貸付けの対象となるものは、次に掲げる貸付けのいずれかであること。

イ 小規模事業者貸付

ロ 広域貸付

ハ 施設再整備貸付

ニ 普通貸付

前条第1号から第10号までに掲げる事業のうち前記イからハまでに掲げる貸付け以外のもの又は第11号若しくは第12号に係る貸付け

ホ 災害復旧貸付

前条に規定する事業のうち災害を受けた事業用施設の復旧を図るものであって、細則で別に定める基準に適合するもの

へ 緊急健康被害等防止貸付

前条に規定する事業のうち事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであって、細則で別に定める基準に適合するもの

② 前記①のイからニ（前条第1号から第10号までに掲げる事業に限る。）

までに掲げる貸付けについては、次のいずれかの要件に該当するもの

イ 前条第3号に掲げる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合又は協業組合の組合員等、合併会社の合併者又は出資会社の出資者の3分の2以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付けであって、細則で別に定めるもの

ロ 前条第5号又は第9号に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る資金の貸付けであって、細則で別に定めるもの

ハ 削除

ニ 前条第9号又は第10号に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る資金の貸付けであって、細則で別に定めるもの

ホ 前条第1号から第3号まで、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る資金の貸付けであって、細則で別に定めるもの

へ 前条第5号又は第10号に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下「小売振興法」という。）第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、細則で別に定めるもの

ト 前条第9号に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、細則で別に定めるもの

チ 前条第3号に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、細則で別に定めるもの

リ 削除

ヌ 削除

ル 前条第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「労確法」という。）第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、細則で別に定めるもの

ヲ 前条第2号の2、第3号（特定中小企業団体（政令第3条第1項第2号イに掲げる特定中小企業団体をいう。以下同じ。）の行う事業に限る。）、第5号、第8号、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。

以下「流通業務総合効率化法」という。)第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、細則で別に定めるもの

ワ 削除

カ 削除

ヨ 前条第5号又は第9号に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第10項に規定する特定事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

タ 前条第3号、第5号(特定中小企業団体の行う事業に限る。)、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

レ 前条第1号又は第3号から第9号までに掲げる事業のうち、中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、細則で別に定めるもの

ソ 削除

ツ 前条第2号、第3号から第7号まで、又は第9号に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であるもの

ネ 前条第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成21年法律第80号。以下「地域商店街活性化法」という。)第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、細則で別に定めるもの

(貸付金の名称)

第3条 貸付金の名称は、次表の事業の区分の欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表の貸付金の名称の欄に掲げるものとする。

事業の区分		貸付金の名称
(1)	経営革新計画承認グループ事業	経営革新計画承認グループ資金貸付金
(2)	削除	削除
(3)	下請振興事業計画承認グループ	下請振興事業計画承認グループ資金貸付金

	プ事業	金
(4)	総合効率化計画認定グループ事業	総合効率化計画認定グループ資金貸付金
(5)	施設集約化事業	施設集約化資金貸付金
(6)	共同施設事業	共同施設資金貸付金
(7)	削除	削除
(8)	削除	削除
(9)	設備リース事業	設備リース資金貸付金
(10)	企業合同事業	企業合同資金貸付金
(11)	集団化事業	集団化資金貸付金
(12)	集積区域整備事業	集積区域整備資金貸付金
(13)	地域産業創造基盤整備事業	地域産業創造基盤整備資金貸付金
(14)	商店街整備等支援事業	商店街整備等支援資金貸付金
(15)	地域産業創造基盤整備活性化事業	地域産業創造基盤整備活性化資金貸付金
(16)	商店街整備等活性化支援事業	商店街整備等活性化支援資金貸付金

2 前項の表に掲げる貸付金のうち、有利子貸付又は無利子貸付のいずれかに該当するものの貸付金の名称は、それぞれ前項の表に掲げる貸付金の名称の後に「(有利子)」又は「(無利子)」を附したものとする。

3 第1項及び第2項の規定に基づく貸付金のうち、次表に掲げる貸付けの種類に該当するものの貸付金の名称は、同表の欄に掲げる貸付金の種類ごとの標示を第1項及び第2項の規定に基づく貸付金の名称の後に附したものとする。

貸付けの種類		標示
(1)	小規模事業者貸付	(小規模・9割)
(2)	広域貸付	(広域) (前号に掲げる小規模事業者貸付の要件に適合する場合は、当該標示の後ろに(小規模・9割)を附したものとする。)
(3)	施設再整備貸付	(施設再整備) (第1号に掲げる小規模事業者貸付の要件に適合する場合は、当該標示の後ろに(小規模・9割)を、第2号に掲げる広域貸付の要件に適合する場合は、当該標示の後ろに(広域)を、また小規模事業者貸付及び広域貸付の要件の両方に適合する場合は、当該標示の後ろに(広域)(小規模・9割)を附したものとす

		る。)
(4)	普通貸付	(普通)
(5)	災害復旧貸付	(災害復旧)
(6)	緊急健康被害等防止貸付	(緊急健康被害等防止)

4 第2項の規定に基づき「(無利子)」を附した貸付金(前項第5号及び第6号に該当するものを除く。)のうち、次表に掲げる貸付けの要件に該当するものの貸付金の名称は、それぞれ同表の欄に掲げる貸付けの要件ごとの標示を前項までに規定する貸付金の名称の後に附したものとする。

貸付けの要件		標示
(1)	第2条第2号②イの要件に該当するもの	(小規模・無利子)
(2)	同号②ロの要件に該当するもの	(共同公害防止)
(3)	削除	削除
(4)	削除	削除
(5)	削除	削除
(6)	削除	削除
(7)	同号②ニの要件に該当するもの	(地域環境保全施設)
(8)	同号②ホの要件に該当するもの	(災害防止施設)
(9)	同号②への要件に該当するもの	(小売振興法第4条第1項)
(10)	同号②トの要件に該当するもの	(小売振興法第4条第2項)
(11)	同号②チの要件に該当するもの	(小売振興法第4条第3項)
(12)	削除	削除
(13)	削除	削除
(14)	同号②ルの要件に該当するもの	(労確法)
(15)	同号②ヲの要件に該当するもの	(流通業務総合効率化法)
(16)	削除	削除
(17)	削除	削除
(18)	削除	削除
(19)	削除	削除

(20)	削除	削除
(21)	同号②ヨの要件に該当するもの	(中心市街地活性化法第7条第8項、第9項)
(22)	同号②タの要件に該当するもの	(中心市街地活性化法第7条第7項)
(23)	同号②レの要件に該当するもの	(中小企業等経営強化法(経営革新))
(24)	削除	削除
(25)	同号②ツの要件に該当するもの	(下請振興法)
(26)	同号②ネの要件に該当するもの	(地域商店街活性化法)

第2章 貸付条件

(貸付けの相手方)

第4条 都道府県の貸付けの相手方(以下「貸付けの相手方」という。)は、次の各号に掲げる事業ごとに当該各号に定める者とする。

(1) 経営革新計画承認グループ事業

- ① 経営革新計画承認グループ事業を実施する一の代表者
- ② 経営革新計画承認グループ事業を実施するすべての者の連名によるもの
- ③ 経営革新計画承認グループ事業を実施するそれぞれの者

(2) 下請振興事業計画承認グループ事業

当該事業については前号の規定を準用する。この場合において、「経営革新計画承認グループ事業」とあるのは「下請振興事業計画承認グループ事業」と読み替えるものとする。

(2) の2 総合効率化計画認定グループ事業

当該事業については第1号の規定を準用する。この場合において、「経営革新計画承認グループ事業」とあるのは「総合効率化計画認定グループ事業」と読み替えるものとする。

(3) 施設集約化事業

- ① 事業協同組合等又は事業協同小組合
- ② 事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者(政令第3条第1項第3号に規定する特定中小事業者をいう。以下同じ。)、企業組合又は協業組合
- ③ 協業組合
- ④ 合併会社又は出資会社

(4) 削除

(5) 共同施設事業

- ① 特定中小企業団体
- ② 特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組

合

- ③ 企業組合又は協業組合
- (6) 削除
- (7) 設備リース事業 特定中小企業団体
- (8) 企業合同事業 合併会社又は出資会社
- (9) 集団化事業
 - ① 事業協同組合等
 - ② 事業協同組合等の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合
- (10) 集積区域整備事業
 - ① 事業協同組合等
 - ② 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
 - ③ 上記①及び②に掲げる組合又は連合会の組合員等である中小企業者
- (11) 地域産業創造基盤整備事業
 - ① 特定会社
 - ② 一般社団法人等
 - ③ 商工会等
 - ④ 市町村（特別区を含む）
- (12) 商店街整備等支援事業
 - ① 特定会社
 - ② 一般社団法人等
 - ③ 商工会等
- (13) 地域産業創造基盤整備活性化事業
 - ① 特定会社
 - ② 一般社団法人等
 - ③ 商工会等
 - ④ 市町村（特別区を含む）
- (14) 商店街整備等活性化支援事業
 - ① 特定会社
 - ② 一般社団法人等
 - ③ 商工会等

(償還期限等)

第5条 都道府県に対する貸付けの償還期限は20年以内とし、うち据置期間は3年以内とする。

2 前項の償還期限及び据置期間は、都道府県が貸付けの相手方の償還期限及び据置期間として定める期間と同一期間とする。

3 都道府県が行う貸付事業の償還期限及び据置期間は、貸付対象施設の耐用年数、貸付けの相手方の償還能力等を勘案して決定するものとする。

(貸付割合)

第6条 機構から都道府県に対する貸付けの割合は、次表の貸付けの区分の欄に掲げる貸付けの区分ごとにそれぞれ同表の機構から都道府県に対する貸付けの割合の欄

に掲げる割合とする。この場合において、都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの割合は、同表の都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの割合の欄に掲げる割合であることを条件とする。

	貸付けの区分	機構から都道府県に対する貸付けの割合	都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの割合
(1)	小規模事業者貸付	所要資金（都道府県が行う貸付けの財源として必要な資金をいう。以下同じ。）の90分の72以内	整備資金（事業を行う者（政令第3条第1項及び第2項に掲げる事業を行う者をいう。以下「事業実施者」という。）が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）の100分の90以内
(2)	広域貸付	所要資金の80分の70以内（前号の小規模事業者貸付の要件に適合する場合は、所要資金の90分の80以内）	次の①又は②のいずれかとする。 ①事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の100分の80以内（前号の小規模事業者貸付の要件に適合する場合は、整備資金の100分の90以内） ②第4条第1項第5号②に掲げる者に貸し付ける場合にあつては、当該者が整備資金の財源として事業実施者に対して負担する金額（以下「負担額」という。）の100分の80以内
(3)	普通貸付	所要資金の80分の64以内	次の①又は②のいずれかとする。 ①事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の100分の80以内 ②第4条第1項第3号②又は第5号②に掲げる者に貸し付ける場合にあつては、当該者の負担額の100分の80以内
(4)	災害復旧貸付	所要資金の90分の72以内	次の①又は②のいずれかとする。 ①事業実施者に貸し付ける場

			合にあつては、整備資金の100分の90以内 ②第4条第1項第3号②又は第5号②に掲げる者に貸し付ける場合にあつては、当該者の負担額の100分の90以内
(5)	緊急健康被害等防止貸付	所要資金の90分の72以内	次の①又は②のいずれかとする。 ①事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の100分の90以内 ②第4条第1項第3号②又は第5号②に掲げる者に貸し付ける場合にあつては、当該者の負担額の100分の90以内

2 施設再整備貸付に係る貸付けの割合は、前項の表各号（第4号及び第5号を除く。）の貸付けの区分と同じ割合とする。

（貸付利率）

第7条 機構から都道府県に対する貸付けの利率は、次表の貸付けの区分の欄に掲げる貸付けの区分ごとにそれぞれ同表の機構から都道府県に対する貸付けの利率の欄に掲げる利率とする。この場合において、都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの利率は、同表の都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの利率の欄に掲げる利率であることを条件とする。

	貸付けの区分	機構から都道府県に対する貸付けの利率（年利）	都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの利率（年利）
(1)	有利子貸付	年利0.43パーセント	年利0.35パーセント以内
(2)	無利子貸付	無利子	無利子

（償還方法）

第8条 貸付金の償還方法は、年賦又は半年賦の元金均等の割賦償還の方法によるものであること。ただし、必要があると認められる場合には、貸付金の償還にあつては、定期償還又は元金不均等の割賦償還の方法によることができるものとする。

2 利息の計算方法については、細則で別に定める。

（利息の支払方法）

第9条 利息は、後払いとし、元金償還の約定日に支払を受けるものとする。ただし、据置期間中においては、当該期間中の利息を元金の償還方法に準じて、年ごと

又は半年ごとに支払を受けるものとする。

(貸付方法)

第10条 貸付金の貸付けの方法は、証書貸付けによるものとする。

第3章 貸付手続き

(借入希望状況調査等)

第11条 機構は、都道府県から当該年度及び翌年度以降の借入希望者（貸付けの相手方に限る。以下同じ。）の借入希望状況について、第3条の貸付金の名称ごとに調査し、把握するものとする。

2 前項の調査に係る調査方法その他の事項については、細則で別に定める。

(貸付手続きに係る様式)

第12条 本章における貸付手続きに係る様式については、細則で別に定める。

(診断参加)

第13条 貸付けを行う事業については、診断（助言を含む。）を実施するものとし、実施方法その他の事項については高度化事業に係る診断・助言準則（平成16年7月29日規程16第31号）に定める。

(借入申請)

第14条 機構は、都道府県が高度化事業を行うのに必要な資金の貸付けに係る事業実施者が診断意見に適切に対応した事業（災害復旧貸付に係る事業にあつては、事業の実施に当たり都道府県から事前助言等を受けているものを含む。）について、施設の取得又は工事の着工（以下「着工等」という。）を許可しようとする場合には、着工等を許可しようとする日の25営業日（営業日とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月31日を除く日をいう。以下同じ。）前までに借入申請書の提出を受けるものとする。

(貸付決定)

第15条 機構は、前条の借入申請書の内容を審査し、妥当と認めたものについて貸付決定を行い、都道府県に貸付決定通知書を送付するものとする。

(貸付決定変更申請)

第16条 機構は、都道府県が前条に規定する貸付決定通知を受けた事業の内容を変更した場合で、次の各号に掲げる事由に該当するものにあつては速やかに、それ以外のものについては貸付金の交付を受けようとする日の15営業日前までに貸付決定変更申請書の提出を受けるものとする。

- (1) 貸付決定額を上回る場合
- (2) 貸付決定額の20パーセントを超えて下回る場合
- (3) 貸付けの相手方である組合員の入替え等事業計画に著しい変更が生じた場合

(貸付決定変更)

第17条 機構は、前条の貸付決定変更申請書の内容を審査し、妥当と認めたものについて貸付決定の変更を行い、都道府県に貸付決定変更通知書を送付するものとする。

(貸付金交付請求)

第18条 機構は、第15条の貸付決定通知書又は前条の貸付決定変更通知書に基づいて貸付金の交付を受けようとする都道府県から当該交付を受けようとする日の5営業日前までに都道府県から貸付金交付請求書及び金銭消費貸借契約証書の提出を受けるものとする。

(貸付金の交付)

第19条 機構は、前条の貸付金交付請求書を受け、都道府県の資金の受入体制が整備されていると認める場合には、金銭消費貸借契約を締結し、資金を交付するものとする。

(第14条に規定する手続きに拠ることができない場合の事業認定)

第20条 機構は、都道府県が高度化事業に係る予算が成立していない等やむを得ないと認められる事由により第14条の借入申請書の提出ができない場合には、着工等を許可しようとする日の20営業日前までに事業認定申請書の提出を受けるものとする。

(事業認定)

第21条 機構は、前条の事業認定申請書の内容を審査し、妥当と認めたものについて事業認定を行い、都道府県に事業認定通知書を送付するものとする。

(事業認定の場合の借入申請)

第22条 機構は、前条に規定する事業認定を行ったものについて、貸付金の交付を受けようとする都道府県から当該交付を受けようとする日の40営業日前までに借入申請書の提出を受けるものとする。

(事業認定の場合の貸付決定)

第23条 機構は、前条の借入申請書の内容を審査し、妥当と認めたものについて貸付決定を行い、都道府県に貸付決定通知書を送付するものとする。

(事業認定の場合の貸付決定変更申請)

第24条 機構は、都道府県が前条に規定する貸付決定通知を受けた事業の内容を変更した場合で、次の各号に掲げる事由に該当するものにあつては速やかに、それ以外のものについては貸付金の交付を受けようとする日の15営業日前までに貸付決定変更申請書の提出を受けるものとする。

(1) 貸付決定額を上回る場合

- (2) 貸付決定額の20パーセントを超えて下回る場合
- (3) 貸付けの相手方である組合員の入替え等事業計画に著しい変更が生じた場合

(事業認定の場合の貸付決定の変更)

第25条 機構は、前条の貸付決定変更申請書の内容を審査し、妥当と認めたものについて貸付決定の変更を行い、都道府県に貸付決定変更通知書を送付するものとする。

(事業認定の場合の貸付金交付請求)

第26条 機構は、第23条の貸付決定通知書又は前条の貸付決定変更通知書に基づいて貸付金の交付を受けようとする都道府県から当該交付を受けようとする日の5営業日前までに都道府県から貸付金交付請求書及び金銭消費貸借契約証書の提出を受けるものとする。

(貸付金の交付)

第27条 機構は、前条の貸付金交付請求書を受け、都道府県の資金の受入体制が整備されていると認める場合には、金銭消費貸借契約を締結し、資金を交付するものとする。

(共同施設事業等の着工届)

第28条 機構は、次の各号に掲げる事業であって、一の事業計画において事業実施期間全体にわたる貸付対象事業費が5億円以下のものであるもの（第4号を除く。）は、第14条又は第20条に規定する手続きによらず、都道府県が着工等を許可する前に都道府県から着工届の提出を受けることができる。

- (1) 共同施設事業のうち有利子貸付に係るもの
- (2) 設備リース事業のうち有利子貸付に係るもの
- (3) 共同施設事業のうち小売振興法、中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法の認定を受けて実施するもの
- (4) 全ての事業のうち災害復旧貸付に係るもの

(着工届の場合の借入申請)

第29条 機構は、着工届の提出があったものについて、貸付金の交付を受けようとする都道府県から当該交付を受けようとする日の40営業日前までに借入申請書の提出を受けるものとする。

(着工届の場合の貸付決定)

第30条 機構は、前条の借入申請書の内容を審査し、妥当と認めたものについて貸付決定を行い、都道府県に貸付決定通知書を送付するものとする。

(着工届の場合の貸付決定変更申請)

第31条 機構は、都道府県が前条に規定する貸付決定通知を受けた事業の内容を変更した場合で、次の各号に掲げる事由に該当するものにあつては速やかに、それ以

外のものについては貸付金の交付を受けようとする日の15営業日前までに貸付決定変更申請書の提出を受けるものとする。

- (1) 貸付決定額を上回る場合
- (2) 貸付決定額の20パーセントを超えて下回る場合
- (3) 貸付けの相手方である組合員の入替え等事業計画に著しい変更が生じた場合

(着工届の場合の貸付決定の変更)

第32条 機構は、前条の貸付決定変更申請書の内容を審査し、妥当と認めたものについて貸付決定の変更を行い都道府県に貸付決定変更通知書を送付するものとする。

(着工届の場合の貸付金交付請求)

第33条 機構は、第30条の貸付決定通知書又は前条の貸付決定変更通知書に基づいて貸付金の交付を受けようとする都道府県から当該交付を受けようとする日の5営業日前までに都道府県から貸付金交付請求書及び金銭消費貸借契約証書の提出を受けるものとする。

(貸付金の交付)

第34条 機構は、前条の貸付金交付請求書を受け、都道府県の資金の受入体制が整備されていると認める場合には、金銭消費貸借契約を締結し、資金を交付するものとする。

(災害復旧貸付に係る貸付手続きの特例)

第34条の2 機構は、災害復旧貸付に係る貸付手続きにおいて、特に必要があると認められる場合は、第14条、第16条、第20条、第22条、第24条、第29条及び第31条の営業日に係る規定を適用しないことができる。

(都市計画法との関連)

第35条 機構は、事業実施者の行う事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に掲げる市街化調整区域で行われる場合には、当該事業実施者が、都市計画法第34条第6号の規定に基づく開発許可又は同法第43条第1項の規定に基づく許可を受ける見込みがあることを都道府県が確認したものについて貸付決定を行うものとする。

第4章 貸付金の管理

(償還猶予)

第36条 機構は、都道府県が災害、経済事情の著しい変動、その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であると認める貸付けの相手方（以下この章において「債務者」という。）に対し、償還を猶予する場合であって、債務者に係る機構の都道府県に対する貸付条件の変更を希望するときは、次の各号の要件に適合することが認められる場合に、償還の猶予を認めることができる。

- (1) 診断等において債務者の経営の改善及び貸付金の償還に関する計画の妥当性

並びに貸付条件の変更の必要性が認められたものであること。

- (2) 事業の継続が見込まれるものであること。
 - (3) 期限の到来した元金、利息及び支払うべき違約金について延滞がないこと。
 - (4) 貸付金の償還につき、遊休資産の処分、役員からの借入、増資及び賦課金の増額による資金調達を行うこと等特に誠意が認められること。
 - (5) 都道府県が債務者から徴している担保物件の状況について評価を行い、その結果、原則として、評価額が弁済すべき元金の残高を上回っていること。ただし、その評価額が弁済すべき元金の残高を下回っている場合（以下「担保不足」という。）には、債務者からの追加担保の提供、物上保証、公的機関等による債務保証等により担保不足が解消されていること。又は、都道府県が債務者の経営状況、経営改善計画の実施状況を定期的に把握し、細則で別に定める経営、技術に関する指導を継続的に行うこと等により、債権の保全について適切かつ必要な措置が講じられており、かつ、貸付条件を変更することが徴収上有利であると認められること。
 - (6) 貸付けに係る償還が、債務者の他の金融機関への返済と比較して著しく不利益に扱われていないと認められるものであること。
- 2 前項の適用に当たっての基準は、次の各号のとおりとする。
- (1) 貸付条件の変更後における猶予期間終了後の新たな約定返済元金は、当初貸付けにおける約定返済元金以上の額とする。
 - (2) 猶予期間は3年以内であって診断等で認められた期間とする。
 - (3) 利息の猶予は行わない。ただし、認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第31条第2項に基づく認定を受けたものをいう。）、中小企業再生支援協議会（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第1項の認定を受けたものをいう。）、その他の特別の法律により設立された支援機関の支援を受けて策定される再生計画、「私的整理に関するガイドライン」に基づき策定される再建計画等（以下「再生等計画」という。）に基づく場合には、利息の猶予を行うことができるものとする。
 - (4) 再生等計画に基づき元金及び利息の猶予を行う場合は、再生等計画における猶予期間とすることができるものとする。
- 3 機構は、複数年の猶予を行った場合、猶予期間中における債務者の経営状況及び経営改善計画の実施状況について、都道府県から年1回以上報告を受けるものとする。
- 4 償還猶予に係る手続きその他の事項については、細則で別に定める。

第37条 削除

（倒産等の状況にある組合員等に係る猶予）

第38条 機構は、第36条の規定にかかわらず、都道府県が集団化事業又は集積区域整備事業を実施した債務者の組合員等が倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされる事態をいう。以下同じ。）又は廃業（以下

「倒産等」という。) の状況にある場合と認め、債務者に対し、償還を猶予する場合であって、債務者に係る機構の都道府県に対する貸付条件の変更を希望するときは、当該組合員等の占有部分に係る約定返済元金及び約定返済利息の相当額を貸付け当初に締結した金銭消費貸借契約における最終償還期限（以下「当初最終償還期限」という。）を迎えた年度とする。）まで猶予することができる。

- 2 前項の適用については、次の各号に掲げる基準とする。
 - (1) 債務者が第36条第1項第2号及び第3号に適合すると認められること。ただし、債務者が組合員等であって、当該組合員等の所属する集団化事業又は集積区域整備事業を実施した組合がその債務を引受けるときは、当該組合員等が同項第3号に適合し、かつ、当該集団化事業又は集積区域整備事業を実施した組合が同項第2号及び第3号に適合すると認められる場合に限る。
 - (2) 債務者が第4条第1項第9号及び第10号に規定する者であること。
 - (3) 貸付条件の変更後における猶予期間終了後の新たな約定返済元金は、当初貸付けの約定返済元金以上の額とする。また、変更後の新たな約定返済利息は、猶予した利息を残存する支払回数で均等に除して得た額に、元金の残高に応じて計算された利息額を加えた額とする。
- 3 機構は、第1項を適用し複数年の猶予を行った債権について、猶予期間中における債務者の経営状況並びに当該占有施設に係る状況について、都道府県から年1回以上報告を受けるものとする。
- 4 機構は、第1項の規定により猶予の適用を受けた組合員等の占有する施設の全部又は一部について、債務者が売却又は賃貸等により収益を得た場合は、それを償還させるものとする。
- 5 倒産等の状況にある組合員等の猶予に係る手続きその他の事項については、細則で別に定める。

(最終償還期限の延長)

第39条 機構は、債務者が最終償還期限を迎えた年度（債務者が集団化事業又は集積区域整備事業を実施した組合である場合は、第40条の適用を受けていない組合員等に係る償還が当初最終償還期限を迎えた年度とする。）において、次の各号の要件に適合すると認められたものについて、最終償還期限を延長できるものとする。

- (1) 第36条第1項第1号から第5号までの要件に適合すると認められるものであること。ただし、同項第1号の適用に当たっては「診断等」とあるものを「診断」と読み替えるものとする。
 - (2) 削除
 - (3) 債務者の主たる債権者である他の金融機関が、債務者の救済のために最終償還期限の延長と同等以上の措置を講じている、又は講じることが確実であると認められること。
- 2 前項の適用については、次の各号に掲げる基準とする。
 - (1) 最終償還期限の延長期間は、当初最終償還期限から10年を限度とし、都道府県が実施する診断において必要と認められた期間とする。
 - (2) 最終償還期限の延長後の新たな約定返済元金は、都道府県の診断において償

還が可能と判断された額とする。

- 3 最終償還期限の延長を行った後の取扱いは、次の各号のとおりとする。
 - (1) 債務者の貸付けに係る一切の債務が完済されるまで、その債務者に対する新たな貸付けは行わない。
 - (2) 機構は、複数年の延長を行った場合、債務者の経営の実態及び償還能力の動向について、都道府県から年1回以上の報告を受けるものとする。
 - (3) 機構は、都道府県が債務者に係る最終償還期限の延長後、予想以上の収益等があり、償還能力が向上したと判断する場合には、期限延長の対象とした貸付金の全部又は一部について繰上償還等必要な措置を検討するものとする。
- 4 最終償還期限の延長に係る手続きその他の事項については、細則で別に定める。

(再生等計画に係る最終償還期限の延長等)

第39条の2 機構は、再生等計画に基づき猶予を行う場合には、前条第2項第1号の規定にかかわらず、最終償還期限の延長を行うことができるものとする。

- 2 機構は、都道府県が地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による議会の議決等（以下単に「議会の議決」という。）を経て、再生等計画に基づき貸付利率を引き下げる場合であって、都道府県が当該引下げに係る機構の貸付利率の引下げを求めたときは、次の各号の要件のいずれにも適合すると認められる場合に都道府県に対する貸付利率の引下げを認めることができる。
 - (1) 当初最終償還期限を経過し、かつ、当初の金銭消費貸借契約に基づき支払うべき利息を支払っていること。
 - (2) 引下げ後貸付利率が、市場金利の動向等を勘案し妥当な水準と認められること。
- 3 前項に係る手続きその他の事項については、細則で別に定める。

(期中における最終償還期限の延長等)

第40条 機構は、第39条の規定にかかわらず、債務者が次の各号のいずれかに該当する場合であって、最終償還期限の延長が必要と認めるときは、最終償還期限となる年度以前において最終償還期限を延長することができるものとする。

- (1) 第36条の規定に基づき償還猶予が認められた場合のうち、貸付期間の半分を経過している場合
 - (2) 再生等計画に基づき事業を行う場合
 - (3) 第38条の規定に基づき、倒産等の状況にある組合員等に係る猶予が認められた場合
- 2 前項第1号の適用に当たっての基準は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 最終償還期限の延長は償還猶予を認めた期間以内であって、診断等で認められた期間とする。また、複数回の期限延長を行う場合であっても、延長後の最終償還期限は、当初最終償還期限から10年以内とする。なお、債務者が集団化事業又は集積区域整備事業を実施した組合であって、組合員等の一部が本条の適用を受けるときは、当該組合員等に係る最終償還期限に限り延長するものとする。
 - (2) 延長後の取扱いは、第39条第3項を準用するものとする。

- 3 第1項第3号の適用及び取扱いについては、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 最終償還期限の延長は、当初最終償還期限より10年を限度とする。
 - (2) 最終償還期限の延長期間中の約定返済元金は、債務者が償還可能とした額とすることができる。
 - (3) 最終償還期限の延長期間中の約定返済利息は、猶予した利息を前号による延長後の支払回数で均等に除して得た額に、前号により猶予した元金の残高に応じて計算される利息額を加えた額とする。
 - (4) 延長後の取扱いは、第38条第4項及び第39条第3項第1号及び第2号の規定を準用するものとする。
- 4 都道府県が第1項第1号により最終償還期限の延長を行った債務者又は債務者が集団化事業又は集積区域整備事業を実施した組合である場合の組合員等における、第39条の規定に基づく最終償還期限を迎えた年度において延長することができる期間は、10年から第2項第1号により延長を行った期間を差し引いた年数を限度とし、その他要件等については、第39条の規定を準用する。
- 5 期中における最終償還期限の延長等に係る手続きその他の事項については、細則で別に定める。

(期限の利益の喪失)

- 第41条** 機構は、都道府県が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該都道府県に対し、その借入金債務及びその債務から生ずる一切の債務（以下「都道府県の債務」という。）の全部又は一部について期限の利益を喪失させることができるものとする。
- (1) 借入金を借入れの翌日から3営業日以内に、貸付けの目的に従って使用しなかった場合
 - (2) 約定元金又は利息を約定期日の翌日から10営業日以内に支払わなかった場合
 - (3) 金銭消費貸借契約に違反した場合又はその条項に基づく機構の指示に従わない場合
 - (4) 都道府県がその債務者から貸付金の全部又は一部について約定返済期日前に繰上返済を受けた場合又はその債務者に対して期限の利益を喪失させた場合
- 2 前項に係る手続きその他の事項については、細則で別に定める。

(違約金)

- 第42条** 機構は、都道府県に対し前条第1項第1号に該当して期限の利益を喪失させたときは、当該都道府県に対し、貸付けの日から支払があった日までの日数に応じ、期限の利益を喪失させた額につき年8.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができるものとする。
- 2 機構は、都道府県に対し前条第1項第2号に該当して期限の利益を喪失させたときは、当該都道府県に対し、期限の利益を喪失させた日の翌日から支払があった日までの日数に応じ、期限の利益を喪失させた額につき年8.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができるものとする。
- 3 機構は、都道府県に対し前条第1項第3号に該当して期限の利益を喪失させたと

きは、当該都道府県に対し、期限の利益を喪失させた日の翌日から支払があった日までの日数に応じ、期限の利益を喪失させた額につき年8.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができるものとする。

- 4 機構は、都道府県に対し前条第1項第4号に該当して期限の利益を喪失させたときは、当該都道府県に対し、期限の利益を喪失させた日の翌日から起算して6月を経過した日の翌日から支払があった日までの日数に応じ、期限の利益を喪失させた額につき年8.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができるものとする。
- 5 機構は、都道府県が約定返済元金を約定支払期日の翌日から10営業日以内に支払わなかったときは、当該都道府県に対し、約定支払期日の翌日から起算して10営業日を経過した日の翌日から支払があった日までの日数に応じ、約定返済元金に不足する額につき年8.75パーセントの割合による違約金を支払うべきことを請求できるものとする。ただし、前4項が適用される額については、この限りではない。
- 6 前5項に定める年当たりの割合は、平年又はうるう年を問わず、365日当たりの割合とする。
- 7 違約金の計算方法については、細則で別に定める。

(違約金の適用除外)

第42条の2 機構は、前条第5項の規定の適用については、債務者等（債務者、債務者の相続人、主債務者と連帯して債務を負担する保証人（以下「連帯保証人」という。）及び連帯保証人の相続人をいう。以下同じ。）に災害、経済事情の著しい変動等その他特別の事情により、違約金の支払いが著しく困難であると認められる場合に限り、適用を除外することができるものとする。

- 2 前項に係る手続きその他の事項については、細則で別に定める。

第43条 機構は、都道府県がその債務者に対する貸付金の全部又は一部について期限の利益を喪失させた場合であって、次の各号のいずれかに該当することを理由に、その債務者に対し違約金又はそれに類する金銭（以下本条において「違約金等」という。）を請求しこれを受領したときは、当該都道府県に対し、都道府県がその債務者から受領した違約金等を算出するのに用いた期間と同一の期間に応じ、その債務者から受領した違約金等を算出するのに用いた貸付金の額に機構の負担割合を乗じて得た額につき年8.75パーセントの割合による金銭（日割りに換算する場合は365分の1とする。）を支払うべきことを請求できるものとする。

- (1) 都道府県の債務者が、都道府県からの借入金を借入れの目的に違反して使用し、又は借入れ後合理的理由なく、直ちに使用しないとき。
- (2) 都道府県の債務者が、都道府県からの借入れに際し、又は借入れ後借入金債務の全部を弁済するまでの間において、都道府県に対して事実上相違した申出若しくは報告を行い、又は必要な事実の申出若しくは報告を怠ったとき。
- (3) 都道府県の債務者が都道府県との契約の内容の一にでも違反したとき又は契約に基づく都道府県の指示に従わないとき。
- (4) 前3号のほか、都道府県がその債務者の都道府県に対する債務の履行遅延以

外の理由により、その債務者に対して違約金等を請求することが妥当と判断するとき。

- 2 前項に係る違約金等の計算方法については、細則で別に定める。

(違約金の免除)

第44条 機構は、第42条第1項から第5項まで及び第47条第2項に定める違約金について、都道府県から免除の申出があったときは、債務者等が期限の到来した元金及び利息を全て弁済した場合、債務者等の資力の状況及びその他の状況に応じて、違約金の全部又は一部を請求しないことができる。

- 2 前項に係る手続きその他の事項については、細則で別に定める。

(延滞債権等の管理)

第45条 機構は、都道府県に対し、債務者が倒産等の状態にある債権、償還が延滞している債権又は第36条から第40条までの適用を受けている債権（以下「延滞債権等」という。）に係る延滞等の原因、経営状況、担保物件の価値及び処分の可能性、連帯保証人の資産、収入及び支払能力その他債務者等の実態の報告を求めるものとする。

- 2 機構は、都道府県に対し、延滞債権等に係る債務者の状況に応じて、別に定める対応指針に基づき対応することを求めるものとする。
- 3 機構は、都道府県に対し、貸付けに係る元金並びにこれらに係る利息及び違約金（以下「債権等」という。）が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するために必要な措置をとることを求めるものとする。
- 4 延滞債権等の管理に係る手続きその他の事項については、細則で別に定める。

(弁済金の充当順序)

第46条 機構は、貸付けに係る弁済金を充当する順序（以下「充当順序」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

- 2 弁済金は、違約金、利息、元金の順序で約定期日の先ず到来した債権等へ充当するものとする。
- 3 機構は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、債務者等の償還に対する誠意の有無、債務者等の償還意欲への影響等を総合的に勘案して、充当順序を変更することが徴収上有効であると認められる場合は、充当順序を変更することができる。
 - (1) 債務者が事業を継続して実施している場合であって、充当順序の変更なしでは、弁済に大幅な期間を要すると判断される場合
 - (2) 債務者が事業を継続して実施している以外の場合にあっては、担保権の実行により債権等の全額回収が見込めない、又は担保権の実行が著しく困難であると判断される場合、かつ、充当順序の変更なしでは、保証人等（貸付けに係る連帯保証人及び当該連帯保証人の相続人をいう。）からの弁済に大幅な期間を要すると判断される場合
- 4 弁済金の充当順序の変更に係る手続きその他の事項については、細則で別に定める。

(履行延期の特約等)

第47条 機構は、延滞債権について、都道府県が履行期限を延長する特約をする場合において、機構に履行期限を延長する特約を求めるときは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に、履行期限を延長する特約をすることができる。

- (1) 債務者等が無資力又はこれに近い状態（「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会。以下「経営者保証に関するガイドライン」という。）に基づき決定された残存資産を手元に残す場合を含む。以下同じ。）にあるとき。
- (2) 債務者等が債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、当該債務者等が現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者等について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者等が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 次条第1項各号（第1号を除く。）により機構が償還等の免除をした後の債権等に係る弁済計画が妥当と認められるとき。

2 機構は、前項の規定により履行期限を延長する特約をする場合においては、利息を付し、又は違約金を請求するものとする。ただし、前項第1号及び第4号により履行期限を延長する特約をする場合はこの限りではない。

3 機構は、第1項の規定により履行期限を延長する特約をする場合においては、履行期限を延長する特約をする日から10年以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行期限を延長する特約をすることを妨げない。

4 第1項の規定により履行期限を延長する特約をする場合における貸付金の償還方法は、定期償還又は元金均等若しくは不均等の割賦償還の方法によるものとする。

5 機構は、第1項第1号に該当すると認められる延滞債権については、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、履行期限を延長する特約をすることができる。

- (1) 物的担保について、次のいずれかの要件に該当する場合。
 - ① 都道府県の貸付けに係る担保物件が存在しないとき。
 - ② 当該貸付けに係る担保物件の価額が、担保権を実行した場合の費用及び当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - ③ 当該担保物件の処分が著しく困難と認められるとき。
- (2) 債務者等について、次のいずれかの要件に該当する場合。
 - ① 倒産等があったとき。
 - ② 債務超過の状態が長期間継続し、将来の収益の見込みが全くないとき、又は債務に比して収益力が著しく低いとき。
 - ③ 災害、事故等の事情により著しい被害を受け、事業の継続が困難なとき。
 - ④ 死亡、行方不明（住所及び居所が不明となった日から1年以上経過したもの）その他これらに準ずる状態にあるとき。
 - ⑤ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する被保護世帯又は生活困

窮者（生計費の額が民事執行法施行令（昭和55年政令230号）第2条に定める額以下である者をいう。）であるとき。

⑥ 資力喪失等のため金融機関が債権の放棄又は免除を行ったとき。

- 6 機構は、第1項第1号に該当するものとして履行期限を延長する特約をした延滞債権のうち、都道府県が機構に対する当初の償還期限（当初の償還期限後に履行期限を延長する特約をした場合には、最初に履行期限を延長する特約をした日）から10年を経過したものに係る債務者等について、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認め、当該債務者等に対する債権等を免除する場合であって、当該債務者等に係る機構の都道府県に対する債権等の免除を求めたときは、前項各号のいずれにも該当すると認められるときに限り、当該都道府県に対する償還等を免除することができる。
- 7 履行期限を延長する特約及び償還等の免除に係る手続きその他の事項については、細則で別に定める。

（都道府県の議会の議決に基づく債権放棄等による償還等の免除）

第48条 機構は、都道府県が債務者等に対する元金並びにこれに係る利息及び違約金（以下「都道府県の債権等」という。）について、弁済を受けることができる見込みがないと認め、議会の議決に基づき債権等を放棄又は譲渡した場合で、都道府県が当該放棄又は譲渡に係る機構の債権等の免除を求めたときは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に都道府県に対する当該債権等を免除することができる。

- （1）全ての債務者等において、前条第5項各号のいずれにも該当する場合又は第49条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、当該債務者等が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないとき
- （2）債務者等について、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画認可の決定が確定した場合、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生計画認可の決定があった場合であって、かつ、他に弁済する能力のある者が存在しないとき
- （3） 削除
- （4）都道府県及びその債務者との間における裁判上の和解又は民事調停法（昭和26年法律第222号）並びに特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による調停が成立したとき
- （5）債務者が倒産等により弁済することができない状況であって、都道府県とその債務者に対する債権につき弁済の責に任ずべき他の者との裁判上の和解又は調停が成立した場合であって、かつ、他に弁済する能力のある者が存在しないとき
- （6）中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生計画が成立したとき
- （7）都道府県が都道府県の債権等を地域中小企業再生ファンドへ譲渡したとき
- （8）都道府県が都道府県の債権等を前号以外の第三者へ譲渡したとき
- （9）「私的整理に関するガイドライン」に基づく再建計画等、合理的な計画が成立したとき

- (10) 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき保証債務の整理を行ったとき
- 2 前項の規定により都道府県に対し免除に応じることができる債権等の限度額は、都道府県がその債権を放棄等した額に、当該債権等に係る機構の貸付額の割合を乗じて得た額とする。
 - 3 都道府県の議会の議決に基づく債権放棄等に係る償還等の免除に係る手続きその他については、細則で別に定める。

(都道府県の不納欠損による償還等の免除)

- 第48条の2** 機構は、都道府県が都道府県の債権等について、債権消滅等により弁済を受けることができる見込みがないと認め、当該債権等を不納欠損とした場合で、都道府県が不納欠損とした債権等に係る機構の債権等の免除を求めたときは、都道府県に対する当該債権等を免除することができる。
- 2 不納欠損による償還等の免除に係る手続きその他の事項は、細則で別に定める。

(徴収停止)

第49条 機構は、都道府県の債務者に対する債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、都道府県が当該債務者にこれを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるものであって、債務者に対する債権の保全及び取立てに関する事務を要しないものとする整理（以下「徴収停止」という。）をする場合であって、機構の都道府県に対する債権等の徴収停止を希望するときは、当該債権に係る債務者等が次の各号のいずれかに適合すると認められる場合に限り、以後当該債権等について徴収停止することができるものとする。ただし、物的担保（当該貸付けに係る担保物件の価額が、担保権を実行した場合の費用及び当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の合計額を超えないと見込まれる担保を除く。以下同じ。）の付されている債権は、徴収停止の措置はできない。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合（当該債務者に対する債権につき、弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。）
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合又は次に掲げる事項に該当する場合
 - ① 債務者が行方不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えると認められるが、その超える金額の全部を当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の弁済に充てなければならないと認められる場合
 - ② 都道府県の債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行の費用及び当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の弁済に充てなければならない金額の合計額を超えないと認められる場合
 - ③ 都道府県が債権について履行の請求後又は保全措置をとった後、債務者が

国外に住所地を移転し、将来日本国内に住所地を有する見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の弁済に充てなければならぬ金額の合計額を超えないと認められる場合

④ その他債務者等が第47条第5項第2号のいずれかの要件に該当し、将来にわたり回収不能と認められる場合

(3) 債務者に対する債権が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められる場合

- 2 機構は、徴収停止の措置を行った債権について、当該措置をとった後に事情の変更等によりその措置を維持することが不相当となったことを知ったときは、直ちにその措置を取りやめるものとする。
- 3 機構は、徴収停止の措置を行った債権のうち、消滅時効の期間を経過した債権については、債権の消滅の手続きを行うものとする。ただし、債務者等が都道府県との間で時効を援用しない場合はこの限りでない。
- 4 徴収停止に係る手続きその他の事項については、細則で別に定める。

(償却)

第50条 機構は、都道府県に対する債権について、回収不能又は回収が著しく困難と判断するときは、別に定める償却基準に基づき、当該債権について償却することができる。

(都道府県の瑕疵による返済等)

第51条 機構は、第36条から前条までの規定にかかわらず、都道府県が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、都道府県の債務者に対する貸付金の償還に遅滞がある場合にあっても、貸付条件の変更その他の措置を講じないこととし、当該債務者に係る機構の都道府県に対する貸付金について、約定期日（当該貸付金について都道府県に対し期限の利益を喪失させたときは、支払期限）までに返済を受けるものとする。

- (1) 都道府県の規則等に基づき担保及び連帯保証人を適切に徴していない、又は、債権保全上の合理的な理由がなく担保及び連帯保証人の解除を行ったために、貸付金の回収が不能となったとき
- (2) 機構の基準に該当しない事由により、債務者に対する債権を放棄したとき
- (3) 債務者に対する時効の管理を怠り、時効が成立したことにより、貸付金の回収が不能となったとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、都道府県の責めに帰すべき事由により貸付金の回収が不能となったとき

(運用指針の適用)

第52条 機構は、第36条から前条までの規定の適用については、別に定める運用指針に基づきその妥当性を判断するものとする。

第5章 貸付後における取扱い

(貸付後に事業計画の変更を行う場合の取扱い)

第53条 機構は、事業実施者が行う事業計画の変更のうち、都道府県が貸付けの継続を妥当と認めるものであって、次の各号の要件に該当するものについては当該事業に係る貸付けの相手方の貸付けを継続することができる。ただし、計画の変更を行う事業に係る貸付けの相手方が償還を延滞している場合を除く。

(1) 貸付対象施設に係る変更を行う場合の要件

貸付対象施設に係る変更を行う場合は、次に掲げる①及び②に該当すること。

① 基本的要件

次のイからハまでの要件のすべてに該当するものであること。

- イ 経済事情の著しい変動その他特別の事情により、当初の計画に基づいて事業を実施することが困難であること。
- ロ 今後の事業運営に必要と認められるものであること。
- ハ 貸付金の債権保全に支障がないこと。

② 変更内容別要件

次のいずれかに該当するものであること。

イ 集団化事業又は集積区域整備事業における組合員等施設（組合員等が占有している施設を含む。）を譲渡し、又は貸与する場合であって、次に掲げるaからcまでの各要件に該当し、かつ、譲渡する場合はdの要件に、貸与する場合はeの要件に該当すること。

a 組合員の倒産等、脱退、事業の転換、事業の縮小等により貸付対象施設を当初の目的に従って利用することが困難な事態にあること。

b 事業の一体的運営に支障が生ずるものでないこと。

c 当該事業実施組合の共同事業が適切に行われていること。

d 譲渡の相手方は、原則として、当該事業実施組合の定款で定める組合員等の事業（以下「組合員資格事業」という。）を行う中小企業者であり、新規に当該集団化事業の団地又は集積区域整備事業の区域に進出する者は、当該事業実施組合に加入するものであること。

e 貸与の期間は、原則として、3年以内とする。ただし、貸与の相手方が当該事業実施組合の組合員資格事業を行う中小企業者である場合は、診断等で妥当と認められた期間とする。

ロ 共同利用施設について変更前の事業計画に基づき参加している者以外の者の利用（以下「員外利用」という。）をさせる場合

次のa又はbの要件に該当すること。

a 事業の実施主体が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の3の規定に基づく認可を受けた事業協同組合若しくは事業協同小組合若しくは同法第9条の9第4項の準用規定により認可を受けた協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第17条の2の規定に基づく認可を受けた商工組合若しくは同法第33条の準用規定により認可を受けた商工組合連合会である場合は、員外利用の分量が当該法律の定めにより員外利用の認可を受けた範囲内であること。

b 事業の実施主体が合併会社又は出資会社である場合には、合併会社又は出資会社以外の者の利用の分量が当該合併会社又は出資会社の利用分量（省令第31条第2項第1号イに掲げる出資会社にあつては、出資する者の利用分量とする。）の総額の100分の200を超えない範囲内であること。また、利用させる期間は、当該合併会社又は出資会社の事業の適正化を図るために必要かつ適正なものであると認められる期間であること。

ハ 貸付対象施設を更新し、又は改造する場合

更新又は改造後の施設は、貸付対象施設と同等以上の価値又は機能を有すると認められるものであること。

ニ 貸付対象施設の売却、廃棄等の処分又は休止を行う場合

事業の転換、技術の革新、事業の拡大等に対応するため、新たな施設を整備等するときであつて、当該処分又は休止がやむを得ないと認められること。

ホ 上記イからニまでの場合に該当しない場合

次のいずれかの要件に該当すること。

a 繰上償還事由に該当する場合であつて、繰上償還算定金額が10万円未満であること。

b 高度化資金の貸付目的がほぼ達成されている場合であつて、事業の効果的運営、維持又は発展のために必要と認められること。

(2) 貸付けの対象者が組織変更等を行う場合の要件

貸付けの対象者（貸付けの相手方及び事業実施者が取得し、造成し、又は整備した組合員等施設の譲渡を受けることを予定している者又は受けた者をいう。以下同じ。）が、新法人（組織変更、合併、分割又は解散により設立された法人又は解散により新たに設立された法人をいう。以下同じ。）に変わる場合には、次の各要件に該当すること。

① 貸付けの対象施設の所有権は、新法人が継承するものであること。

② 当初の目的に従って適正に事業を実施するものであること。

③ 新法人が組合、合併会社又は出資会社である場合にあつては、参加企業の相当数が新法人の出資者又は構成員であること。

(3) 前各号に該当しない事業計画の変更を行う場合の要件

前各号に該当しない変更を行う場合であつて、経済事情の著しい変動その他特別の事情により、事業計画の変更が必要であると認められること。

2 機構は、第1項の都道府県が貸付けの継続を妥当と認める事業計画の変更のうち、次に掲げるものについては都道府県から協議を受けるものとする。

(1) 前項第1号②イに該当するもののうち、譲渡又は貸与の相手方が中小企業以外の会社（以下「大企業」という。）であるもの。

(2) 前項第1号②ロに該当するもの。

(3) 前項第3号に該当するもののうち、事業実施期間の変更を行うもの。

(4) 上記(1)から(3)までに該当するもの以外で、制度要件を欠くことになるもの並びに高度化事業の運営及び債権保全に重大な影響を及ぼすことが見込まれるもの。

- 3 機構は、第1項の都道府県が貸付けの継続を妥当と認める事業計画の変更のうち、第2項各号に掲げるものに該当しないものについては、都道府県から変更事由が発生した翌事業年度の6月末までに報告を受けるものとする。ただし、事業計画の変更を行う事業実施者が第36条から第40条までに規定する貸付条件の変更を行っている場合は、事業計画の変更事由が発生した後速やかに報告を受けるものとする。
- 4 事業計画の変更が軽微なものについては、前項の規定にかかわらず、機構は都道府県からの報告を要しないものとする。

(貸付けの対象者が貸付後に大企業になった場合の取扱い)

第53条の2 貸付けの対象者が貸付け後に大企業になった場合は、大企業と合併した場合を除き、繰上償還の対象としない。

- 2 貸付けの対象者が、1社の大企業若しくはその役員から50パーセント以上の出資を受けるに至った場合又は大企業若しくはその役員から100パーセントの出資を受けるに至った場合は、繰上償還の対象とする。ただし、次のいずれかの要件に該当する場合であって、都道府県から協議を受け、妥当と認められる場合を除く。
 - (1) 従来の出資者が大企業になったことによる場合。
 - (2) 当該貸付けの対象者の倒産等の回避、従業員の雇用の確保等やむを得ない理由による場合。
 - (3) 貸付後据置期間を経過したもので、当該事業の円滑な継続を図るため、当該貸付けの対象者に係る貸付けを継続することが必要であると認められる場合。

(貸付けの対象者が貸付後に名称又は住所を変更した場合の取扱い)

第53条の3 機構は、貸付後に貸付けの対象者が、名称又は住所(所在地)の変更を行った場合は、都道府県から報告を受けるものとする。

第6章 報告書の受理等

(協議及び報告)

第54条 機構は、次の各号に掲げる事項について、都道府県から協議又は報告を受けるものとする。

- (1) 機構は、都道府県が資金の貸付けを実行したときは、直ちに貸付実行報告を受けるものとする。
- (2) 機構は、都道府県が貸付けの相手方に資金を交付した後、貸付けの相手方が当該貸付けにより整備した施設の資産計上が反映されるべき決算の決算年度終了後6ヶ月以内に、都道府県から貸付対象施設の整備状況についての検査結果について、整備完了報告を受けるものとする。
- (3) 機構は、貸付けの相手方の経営状況等について、都道府県から報告を受けるものとする。
- (4) 機構は、都道府県から中小企業高度化資金貸付け事業に関する条例及び貸付規則等(以下「条例等」という。)の報告を受けるものとする。なお、当該報告後条例等の改正をした場合は、その改正の都度報告を受けるものとする。
- (5) 機構は、都道府県から次に掲げる事項について、直ちに協議又は報告を受け

るものとする。

- ① 都道府県がその貸付けの相手方に対する債権の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めたとき
- ② 都道府県がその貸付けの相手方に対し繰上償還の請求をする必要があると認めたとき
- ③ その他機構が特に必要と認めて依頼した事項

2 前項の報告の様式その他の事項については、細則で別に定める。

(調査)

第55条 機構は、貸付金の使途を確認するために、特に必要と認めた場合には都道府県の中小企業高度化資金貸付け事業に関する帳簿その他について調査をすることができるものとする。

(読替え)

第56条 第36条、第41条、第44条、第47条及び第49条の規定は、都道府県に対する団地再強化事業に係る資金貸付準則（平成11年11中小高甲第28号）に基づく団地再強化事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第36条	都道府県に対する団地再強化事業に係る資金貸付準則（平成11年11中小高甲第28号。以下「団地再強化事業貸付準則」という。）第30条
第41条	団地再強化事業貸付準則第27条
第44条	団地再強化事業貸付準則第29条
第47条	団地再強化事業貸付準則第31条
第49条	団地再強化事業貸付準則第32条

附 則

- 1 この準則は、平成16年7月29日から施行し、同月1日から適用する。
- 2 本則第5条第1項に規定する据置期間は、平成7年の阪神・淡路大震災によるり災に関して実施する場合は、「3年以内」を「5年以内」と読み替えるものとする。

附 則（平成17年2月23日 規程16第51号）

この規程は、平成17年4月1日から施行し、同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用するものとする。

附 則（平成17年10月28日 規程17第33号）

- 1 この準則は、平成17年10月28日から施行し、同月1日より適用する。
- 2 中小企業経営革新法の一部を改正する法律附則第4条（第1号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）第5条第2項に規定する認定研究開発等事業計画に基づ

き実施する事業に係る資金の貸付けについては、この準則による改正前の高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則第2条第2号b⑬及び第3条第4項第16号の規定は、この準則の施行後も、なおその効力を有する。

- 3 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律附則第2条の規定による廃止前の中小企業流通業務効率化促進法（平成4年法律第65号）第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けについては、この準則による改正前の高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則第2条第2号b⑭及び第3条第4項第15号の規定は、この準則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成18年3月24日 規程17第54号）

この準則は、平成18年4月1日から施行し、第7条に規定する貸付利率については同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用するものとする。

附 則（平成18年8月22日 規程18第47号）

- 1 この準則は、平成18年8月22日から施行する。
- 2 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）第17条第2項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けについては、この準則による改正前の高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則第2条第2号②ヨ及び第3条第4項第21号の規定は、この準則の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けについては、この準則による改正前の高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則第2条第2号②タ及び第3条第4項第22号の規定は、この準則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成18年11月30日 規程18第67号）

この準則は、平成18年11月30日から施行する。

附 則（平成19年3月9日 規程18第82号）

この準則は、平成19年4月1日から施行し、同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用するものとする。

附 則（平成20年1月15日 規程19第40号）

- 1 この準則は、平成20年1月15日から施行する。
- 2 企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律附則

第5条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）第8条第2項に規定する承認高度化等計画、第10条第2項に規定する承認高度化等円滑化計画、第24条第2項に規定する承認進出計画又は第26条第2項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けについては、この準則による改正前の高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則第2条第1項第2号②カ及び第3条第4項第17号から第20号までの規定は、この準則の施行後も、なおその効力を有する。

- 3 平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間において新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約については、第6条第1項の表の小規模事業者貸付における機構から都道府県に対する貸付けの割合の欄中「90分の60以内」とあるのは「90分の72以内」と、普通貸付における機構から都道府県に対する貸付けの割合の欄中「80分の54以内」とあるのは「80分の64以内」と、災害復旧貸付における機構から都道府県に対する貸付けの割合の欄中「90分の67以内」とあるのは「90分の72以内」と、緊急健康被害等防止貸付における機構から都道府県に対する貸付けの割合の欄中「90分の67以内」とあるのは「90分の72以内」と読み替えて適用する。

附 則（平成20年2月15日 規程19第44号）

この準則は、平成20年4月1日から施行し、同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用するものとする。

附 則（平成20年3月31日 規程19第63号）

- 1 この準則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 機構は、第36条第1項の償還猶予を認めるにあたって、平成23年3月31日までに申請があったものに限り、都道府県の事務処理状況等を勘案し、同条第2項第5号の基準の適用について段階的に実施することができる。

附 則（平成20年12月24日 規程20第22号）

この準則は、平成20年12月24日から施行し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日（平成20年12月1日）から適用する。

附 則（平成22年1月12日 規程21第26号）

この準則は、平成22年1月12日から施行し、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）の施行の日（平成21年8月1日）から適用する。

附 則（平成22年5月31日 規程22第2号）

- 1 この準則は、平成22年5月31日から施行し、平成22年4月1日から適用するものとする。
- 2 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則第39条及び第40条に定める要件の特例に関する準則（平成21年12月1日規程21第22号）

の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「者」を「場合」に改める。

附 則（平成23年3月29日 規程22第43号）

この準則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月28日 規程23第14号）

この準則は、平成23年6月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日 規程23第57号）

- 1 この準則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の第1条第4号及び第6号に規定する事業の第4章の規定による貸付金の管理、第5章の規定による貸付け後における取扱い及び第6章に規定する報告書の受理等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日 規程24第33号）

この準則は、平成25年4月1日から施行し、同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用する。

附 則（平成26年3月31日 規程25第48号）

この準則は、平成26年4月1日から施行し、同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用する。

附 則（平成26年11月26日 規程26第21号）

この準則は、平成26年11月26日から施行する。

附 則（平成27年3月26日 規程26第32号）

この準則は、平成27年4月1日から施行し、第7条に規定する貸付利率については同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用する。

附 則（平成27年11月24日 規程27第25号）

この準則は、平成27年11月24日から施行し、制定文及び第1条の規定は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第57号）の施行の日（平成27年8月10日）から適用する。

附 則（平成28年3月31日 規程27第53号）

この準則は、平成28年4月1日から施行し、第7条の規定は同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用する。

附 則（平成28年6月30日 規程28第14号）

この準則は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成28年法律第58号)の施行の日(平成28年7月1日)から施行する。

附 則(平成29年3月1日 規程28第35号)

この準則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則(平成29年3月1日 規程28第39号)

この準則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日 規程28第45号)

- 1 この準則は、平成29年4月1日から施行し、第7条に規定する貸付利率については、同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用する。
- 2 この準則の施行の日から平成32年3月31日まで間において新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約については、第6条第1項の表の小規模事業者貸付における機構から都道府県に対する貸付けの割合の欄中「90分の60以内」とあるのは「90分の72以内」と、普通貸付における機構から都道府県に対する貸付けの割合の欄中「80分の54以内」とあるのは「80分の64以内」と、災害復旧貸付における機構から都道府県に対する貸付けの割合の欄中「90分の67以内」とあるのは「90分の72以内」と、緊急健康被害等防止貸付における機構から都道府県に対する貸付けの割合の欄中「90分の67以内」とあるのは「90分の72以内」と読み替えて適用する。

附 則(平成29年7月27日 規程29第10号)

この準則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則(平成29年12月25日 規程29第24号)

この準則は、平成30年1月4日から施行する。

附 則(平成30年3月29日 規程29第37号)

この準則は、平成30年4月1日から施行し、第7条の規定は同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用する。

附 則(平成30年6月4日 規程30第6号)

この準則は、平成30年6月6日から施行する。

附 則(平成30年6月29日 規程30第12号)

この準則は、平成30年7月9日から施行する。

附 則(平成31年3月14日 規程30第51号)

- 1 この準則は、平成31年3月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この準則の一部を次のように改正する。
附則(平成29年3月30日規程28第45号)第2項中「平成32年3月31

日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則（平成31年3月28日 規程30第69号）

この準則は、平成31年4月1日から施行し、第7条の規定は同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用する。

附 則（令和元年7月12日 規程令1第9号）

この準則は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から施行する。

附 則（令和2年3月30日 規程令1第50号）

この準則は、令和2年4月1日から施行し、第7条の規定は同日以降新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約から適用する。

附 則（令和2年9月23日 規程令2第32号）

- 1 この準則は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号。以下「経営承継円滑化法等改正法」という。）の施行の日（令和2年10月1日）から施行する。
- 2 経営承継円滑化法等改正法第2条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第17条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けに関する改正前の高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則の規定は、この準則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（令和3年2月15日 規程令2第54号）

（施行日）

- 1 この準則は、令和3年2月15日から施行する。
（金融機関保証適用時の貸付割合）
- 2 この準則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、金融機関保証による債権保全で新たに貸付決定を行う貸付けに関する契約については、第6条第1項の表にかかわらず、各貸付けの区分に適用される機構から都道府県に対する貸付けの割合及び都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの割合を全て次の表のとおりとする。

	貸付けの区分	機構から都道府県に対する貸付けの割合	都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの割合
(1)	小規模事業者貸付	所要資金（機構が行う貸付けの相手方に対する資金の貸付けの財源として必要な資金をいう。以下同じ。）の	整備資金（事業を行う者（政令第3条第1項及び第2項に掲げる事業を行う者をいう。以下「事業実施者」と

		90分の81以内	いう。)が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。)の100分の90以内
(2)	広域貸付	所要資金の90分の81以内 (前号の小規模事業者貸付の要件に適合する場合は、所要資金の90分の81以内)	次の①又は②のいずれかとする。 ①事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の100分の90以内(前号に掲げる小規模事業者貸付の要件に適合する場合は、整備資金の100分の90以内) ②第4条第1項第5号②に掲げる者に貸し付ける場合にあつては、当該者が整備資金の財源として事業実施者に対して負担する金額(以下「負担額」という。)の100分の90以内
(3)	普通貸付	所要資金の90分の81以内	次の①又は②のいずれかとする。 ①事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の100分の90以内 ②第4条第1項第3号②又は第5号②に掲げる者に貸し付ける場合にあつては、当該者の負担額の100分の90以内
(4)	災害復旧貸付	所要資金の90分の81以内	次の①又は②のいずれかとする。 ①事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の100分の90以内 ②第4条第1項第3号②又は第5号②に掲げる者に貸し付ける場合にあつては、当該者の負担額の100分の90以内

(5)	緊急健康被害等防止貸付	所要資金の90分の81以内	次の①又は②のいずれかとする。 ①事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金の100分の90以内 ②第4条第1項第3号②又は第5号②に掲げる者に貸し付ける場合にあつては、当該者の負担額の100分の90以内
-----	-------------	---------------	--

(金融機関保証適用時の貸付利率について)

- 3 この準則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、金融機関保証のみによる債権保全で新たに貸付決定を行う貸付契約及び変更を行う既存貸付契約については、高度化事業等に係る貸付利率算出規程（規程16第15号）定めにかかわらず、都道府県の貸付けの相手方に対する貸付利率を事務経費率のみとし、機構の都道府県に対する貸付利率について次の各号のとおりとする。
- 一 機構から都道府県に対する貸付けの割合が所要資金の80分の64以内に該当する場合 都道府県の貸付けの相手方に対する貸付利率に $80/64$ を乗じたもの
 - 二 機構から都道府県に対する貸付けの割合が所要資金の90分の81以内に該当する場合 都道府県の貸付けの相手方に対する貸付利率に $90/81$ を乗じたもの
- 4 前項に係る手続きその他の事項については、別に定める。